

氏名 \_\_\_\_\_

令和元年11月10日実施 関東運輸局  
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題  
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

## 令和元年11月10日 関東運輸局法令試験問題

### (特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和元年5月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算します。
2. 個人タクシー事業者が、タクシーに自ら乗務するときは、旅客の運送を目的としない場合であっても、個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなければなりません。
3. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。
4. 個人タクシー事業者が旅客を運送中に事故に遭遇し旅客が負傷した場合、事故の過失の度合いによって旅客を保護する責任は免れます。
5. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、事故に対する弁明書を添付することになっています。
6. 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。

7. 個人タクシー事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
8. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、個人タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
9. 旅客自動車運送事業運輸規則においては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように掲示することが義務付けられています。
10. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
11. 乗務記録の保存期間は6ヶ月間となっています。
12. 個人タクシー事業者は、その名義を他人に当該事業のため利用させることはできないが、他人に事業を貸し渡して経営させることはできます。
13. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
14. 個人タクシー事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
15. 個人タクシー事業者は、原則として、タクシーに応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシーを旅客の運送の用に供することはできません。
16. 個人タクシー事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款では、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。

17. 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければなりません。
18. 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。
19. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて当該事業の停止を命ぜられることがあります。
20. 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。
21. 道路運送車両法の規定では、自動車の装置が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくても、その自動車は運行の用に供することができます。
22. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は事業者が所属する団体の名称を表示しなければなりません。
23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持する必要はありません。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。
25. 個人タクシー事業者は、その使用する自動車について転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故があった場合には、自動車事故報告規則の規定に基づき、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。

26. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して2年間保存しなければなりません。
27. 個人タクシー事業の輸送実績報告書に記入する「輸送人員」は、前年4月1日から3月31日の1年間に乗車した人数の合計を記入します。
28. 個人タクシー事業の車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が変わった場合、事業計画変更の手続が必要です。
29. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法又は同法に基づく命令若しくは処分違反したときは、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ又は許可を取り消されることがあります。
30. 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。
31. 個人タクシー事業を廃止しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要があります。
32. 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、事業用自動車の自動車検査証の写し、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年4月28日国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面などを添付する必要があります。
33. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図ることが目的に含まれています。
34. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示しなければなりません。

35. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーの原動機については、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検を行えばよいこととなっています。
36. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
37. タクシー業務適正化特別措置法の「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に輸送の安全を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で国土交通大臣が指定するものをいいます。
38. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客の利便を図ることを目的の一つとしています。
39. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、1キログラムの玩具用の花火をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
40. 個人タクシー事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送（41）によることを求め、その他公衆の利便を阻害する（42）をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような（43）をしてはならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的（44）をしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の（45）又は変更を命ずることができる。

ア 停止	イ 運行	ウ 契約
エ 条件	オ 言動	カ 競争
キ 経営	ク 取扱い	ケ 行為
コ 制限		

令和元年11月10日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	○ 運賃制度	2	× 特46	3	○ 運7	4	× 輸19	5	× 事故3
6	× 運1	7	○ 輸26-2	8	× 運13	9	× 輸4	10	○ 運施5
11	× 輸25	12	× 運33	13	× 輸2	14	○ 運施66	15	○ 輸43
16	○ 約款9	17	○ 特施31	18	○ 期限更新	19	○ 運40	20	× 運9-3
21	× 車41	22	× 特施29	23	× 輸44	24	○ 約款2	25	× 事故2+3+4
26	× 輸3	27	○ 報告	28	○ 運15	29	○ 特52	30	○ 運3
31	○ 運施25	32	○ 期限更新	33	○ 車1	34	○ 輸42	35	○ 点検別表
36	× 輸50	37	× 特2	38	○ 輸1	39	○ 輸13+52	40	× 規定なし

II

41	工	42	ケ	43	カ	44	ク	45	ア
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

- 句読点の有無だけの違いは無視し既出扱いとしています。
- 4・7・8・12・16・17・22・40は、既出設問の「事業者」の全て又は一部を「個人タクシー事業者」に変えています。他に新型設問はありません。